

加盟クラブ規程

第1節 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟（以下、「本連盟」という。）に加盟する加盟団体に加盟登録するクラブ及びその選手について、必要な事項を定める。

第2節 加盟クラブ

(加盟クラブ)

第2条 定款第9条に規定された加盟クラブとは、次に掲げる内容を満たすクラブをいう。

1. 本連盟に加盟を希望するクラブは、同時に定款第8条に規定される都道府県クラブユースサッカー連盟（以下「都道府県連盟」という。）及び地域クラブユースサッカー連盟（以下「地域連盟」という。）に加盟しなければならない。
2. 加盟クラブは、メンバー構成に身分、職業による制約を設けてはならない。
3. 加盟クラブは、11名以上の選手を保有していなければならない。
4. 加盟クラブは、他の加盟クラブ又は他の連盟に加盟しているチームの選手を保有してはならない。
5. 公益財団法人日本中学校体育連盟又は公益財団法人全国高等学校体育連盟に加盟している団体は、本連盟に加盟登録できない。
6. 加盟クラブの代表者及び事務局担当者は、成人でなければならない。
7. 加盟クラブは、定期的に使用できるグラウンドを確保し、定期的な練習日を設けるものとする。
8. 加盟クラブは、U-15及びU-18の6年間を一貫指導できる環境をつくる努力をしなければならない。
9. 加盟クラブは、U-18、U-15、U-12の各年代のチームを保有していることが望ましい。いずれかのチームを保有していない場合は、5年以内に連続6年間の一貫指導できる環境をつくる努力をしなければならない。
10. 加盟クラブは、加盟登録後1年以内に3級審判員資格を有する者を最低限1名、2年以内に3級審判員資格を有する者を2名以上帯同するものとする。
11. 加盟クラブは、加盟登録後5年以内に公益財団法人日本サッカー協会公認C級コーチ以上の資格を有するクラブ専属指導者を確保するものとする。
12. 加盟クラブは、活動する地域社会に密着したスポーツ活動を事業計画として企画し、実施しなければならない。

(新規加盟登録)

第3条 本連盟に新たに加盟を希望するクラブは、次に掲げる書類を都道府県連盟（当該連盟が結成されていない都道府県にあっては、各地域連盟）及び地域連盟を経て提

出し、本連盟の承認を得なければならない。

1. 加盟登録申請書（所定フォーム）
2. クラブの規約
3. クラブの状況調査票
4. 公益財団法人日本サッカー協会の加盟登録申請確認画面の写し（JFAのWeb登録サイトより印刷し、協会登録の受付整理番号を記入のこと）

（継続加盟）

第4条 本連盟に継続して加盟を希望するクラブは、理事会が定める期日までに加盟登録申請書（所定フォーム）に公益財団法人日本サッカー協会の加盟登録申請確認画面の写し（JFAのWeb登録サイトより印刷し、協会登録の受付整理番号を記入のこと）を添付して、都道府県連盟（当該連盟が結成されていない都道府県にあっては、各地域連盟）及び地域連盟を経て、本連盟に提出しなければならない。

- ② 加盟登録申請書（所定フォーム）の記載事項に変更が生じたときは、直ちにその変更を所定の書式により都道府県連盟及び地域連盟を経て本連盟に提出しなければならない。

（加盟登録料）

第5条 本連盟に加盟を希望するクラブは、年会費としてU-18、女子U-18は4万円、U-15は3万5千円を定められた都道府県連盟（当該連盟が結成されていない都道府県にあっては、各地域連盟）及び地域連盟を経て期限内に本連盟に納付しなければならない。

（加盟クラブ数の特例）

第6条 当分の間、加盟クラブ数の算出にあたっては、U-18及びU-15の双方に加盟しているクラブは、2クラブとみなす。

第3章 選手の登録等

（登録及び追加登録）

第7条 選手の登録及び追加登録に関しては、公益財団法人日本サッカー協会の定める規程に従うものとする。

（選手の移籍）

第8条 選手の移籍に関しては、公益財団法人日本サッカー協会の定める規程に従うものとする。

（改正）

第9条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施 行)

第 10 条 本規程は、令和 8 年 5 月 2 7 日から施行する。